

福岡県連盟規約

平成24年5月 改訂版

日本ボーイスカウト福岡県連盟

福岡県連盟規約

目次

第1章 福岡県連盟	4
【総 則】	4
【総 会】	5
【理 事 会】	6
【三 役 会】	7
【名 誉 会 議】	7
【各種委員会】	8
【各種調整会議】	8
【役員及び委員】	9
【技能章考査員】	14
【スカウトクラブ】	14
【事 務 局】	14
【トレーニングチーム】	15
【経 理】	15
第2章 地区組織	15
【総 則】	15
【地区協議会】	16
【地区委員会】	17
【各種委員会】	17
【役員及び委員】	18
【技能章指導員】	22
【その他委員会】	22
【経 理】	23

第3章 補 則 -----23

福岡県連盟規約 施行細則 -----25

地区区分に関する施行細則.....	25
福岡県連盟運営委員会に関する施行細則.....	26
企画調整会議及び地区委員長会同に関する施行細則.....	28
県連盟役員の就任に関する施行細則.....	28
県連盟役員選出に関する施行細則.....	29
技能章考査員選考に関する施行細則.....	31
県連盟トレーニングチームに関する施行細則.....	32
県連盟タスクチームに関する施行細則.....	36
地区の表彰推薦に関する施行細則.....	37
地区の登録審査に関する施行細則.....	38
日本ボーイスカウト福岡県連盟組織倍増顕彰規定.....	39
日本ボーイスカウト福岡県連盟会計処理規程.....	41
福岡県連盟旅費補助要綱.....	47
【参考資料】 (平成19年3月理事会承認申し合わせ事項) ...	49

第 1 章 福岡県連盟

【総 則】

第 1 条
名 称

本連盟は、日本ボーイスカウト福岡県連盟（以下県連盟という。）と称する。

第 2 条
組 織

英文表記:Fukuoka Council, Scout Association of Japan

県連盟は日本連盟に加盟した福岡県内のすべての単位団（以下加盟団という。）をもって組織する。

(1) 県連盟の事務局は福岡市におく。

(2) 県連盟に教育及び運営の機構として、総会、理事会、三役会、名誉会議及び運営委員会を設ける。

(3) 県連盟は、地理的条件、加盟団の状況及び地域の実情を考慮して、県連盟理事会が定める地域ごとに、地区を設ける。

② 地区の区分については、別に定める。

第 3 条
目 的

県連盟は、日本連盟の目的、基本及び諸規定並びにその方針に従い、福岡県内のスカウト運動を推進し、地区相互間並びに同様の目的を有する県内の他の団体との間に友好関係を図ることを目的とする。

第 4 条
事 業

県連盟は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

(1) ボーイスカウト運動の普及

(2) 訓練及び指導に関する研究並びに運営

(3) 指導者養成

(4) 県内加盟団への支援

(5) 全国・国際的スカウト行事及び訓練への参加

(6) 他団体との友好関係の維持

(7) その他目的達成に必要な事業

【総 会】

第5条 開催と招 集

県連盟は、毎年定期に全加盟団で構成される年次総会を開催する。また、必要に応じて理事会または総会議員の3分の1以上の要求により臨時総会を開催することができる。(以下、年次総会と臨時総会を総称して総会という)

② 総会は、連盟長(連盟長欠員の場合は、連盟長を代行する者)が招集する。

第6条 開催通知

総会の招集の通知は、開催日の2週間前までに総会議員が受領できるように送付しなければならない。

第7条 構 成

総会は、次の各号に掲げる議員をもって構成する。

(1) 加盟員で加盟団を代表する者1名

(2) 第27条に規定する県連盟役員

② 県連盟の先達、名誉役員及び運営委員会委員、特別委員会委員、地区コミッショナー並びに地区事務長は総会に出席し、発言することができる。

③ 議長及び副議長は、議員のうちから総会で選出した者がこれにあたる。

第8条 議員の任 期

前条の(1)の議員の任期は、次回の総会議員が選出されたときをもって終了する。

第9条 成立と議 決

総会の定足数は議員の過半数(委任状を含む)とし、その議決は、出席議員の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、県連盟規約の制定及び改正は、その3分の2以上の同意を得る。

第10条 議決の委 任

総会議員は、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって他の出席議員に議決を委任することができる。

ただし、委任による議員は役員選出に関する議決に加

第 11 条
承認事項

わることはできない。

次の事項は、総会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業計画及びその報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 加盟団分担金の金額及び徴収方法
- (4) 県連盟規約の制定及び改正
- (5) 役員を選出
- (6) その他重要事項

第 12 条
審 議

総会は、提出議案につき、これを審議決定する。

【理 事 会】

第 13 条
設 置 と 責
務

理事会は、県連盟の目的を達成するために重要事項を審議決定し、県連盟の維持、その所管業務の執行及び運営に任ずる。

第 14 条
構 成

理事会の構成は、次の通りである。

- (1) 理事長（議長）
 - (2) 副理事長
 - (3) 地区代表理事
 - (4) 学識経験者理事
 - (5) 事務局長（幹事役）
- ② 連盟長、副連盟長、県連盟コミッショナー、同副コミッショナー、監事、並びに理事会が要請した者は、随時理事会に出席し、発言することができる。

第 15 条
招 集

理事会は、理事長が招集し主宰する。

第 16 条
成 立 と 議
決

理事会の定足数は、理事の過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、総会に提出する県連盟規

約の改正に関する事項は、その出席者の3分の2以上の同意を要する。

【三 役 会】

第 17 条
設 置 と 責
務

三役会は、県連盟の諸計画の確認と運営、各種業務執行の調整をする。

緊急を要する事項については三役会において議決することができる。ただし、次回の理事会に追認を受けなければならない。

第 18 条
構 成

三役会の構成は、次のとおりである。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 県連盟コミッショナー
- (4) 事務局長（幹事役）
- (5) その他理事長が指名した者

【名 誉 会 議】

第 19 条
責 務

名誉会議は、理事会の委任により、日本連盟及び県連盟の名をもってする表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

第 20 条
構 成

名誉会議の構成は、次の通りである。

- (1) 県連盟コミッショナー（議長）
- (2) 名誉会議議員
- (3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない）

② 県連盟副コミッショナーは、名誉会議に出席し、発言することができる。ただし議決の数に加わらない。

第 21 条
招 集 と 報

名誉会議は、必要の都度県連盟コミッショナーが招集する。

告

② 名誉会議の定足数は過半数とし、その議決は出席者の多数決による。

③ 名誉会議の議決は、理事会に報告しなければならない。

【各種委員会】

第 22 条
設 置

理事会はその下部組織として、各種の運営委員会を設け、また、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第 23 条
運 営 委 員 会

運営委員会は、「総務」「スカウト活動」「指導者養成」「組織拡充」「財政」「広報」「進歩・健康安全」「信仰奨励」「国際」の 9 種とし、理事会の委任した事項を処理するために常設する。

② 理事会の承認を経て、運営委員会にその任務を分担するための小委員会を置くことができる。

③ 運営委員会の任務については、別に定める。

第 24 条
特 別 委 員 会

特別委員会は、特定事項につき、理事会より委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

② 任務及び期間は、設置の都度理事会が指示する。

第 25 条
招 集 と 報 告

運営委員会及び特別委員会は、随時これを開催するものとし、その都度委員長が招集し、議長となる。

② 運営委員会及び特別委員会の協議決定事項は、すべて理事会の議を経て、執行することができる。

【各種調整会議】

第 26 条
設 置

理事会は効果的かつ円滑に運営するために「企画調整会議」「地区委員長会同」をおく。

② 「企画調整会議」「地区委員長会同」の任務については、別に定める。

【役員及び委員】

第 27 条 役員

県連盟の役員は、次の通りである。	
連盟長	1 名
副連盟長	若干名
理事長	1 名
副理事長	若干名
理事 (1) 地区代表理事	地区の数
(2) 学識経験者理事	若干名 (地区代表理事 の数を超えない)
県連盟コミッショナー	1 名
県連盟副コミッショナー	若干名
名誉会議議員	若干名
監事	若干名

第 28 条 連盟長

連盟長は、理事会の発議により年次総会において推戴する。

② 連盟長は、県連盟地域内のスカウト運動を代表し、統理する。

③ 任期は推戴のときから 2 年とし、再任を妨げない。

第 29 条 副連盟長

副連盟長は、前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

② 副連盟長は、連盟長を補佐し、連盟長に事故あるときまたは欠員のときに、これを代理する。

第 30 条 理事長

理事長は、理事の互選により就任する。

② 理事長は、理事会の議長となり、県連盟を代表するとともに、その業務を総理する。

③ 任期は理事としての任期とし、再任を妨げない。

第 31 条 副理事長

副理事長は、前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

② 副理事長は、理事長を補佐するとともに、その業務

を分掌し、理事長に事故あるときまたは欠員のときに、これを代理する。

第 32 条
地区代表
理事

地区代表理事は、当該地区の推薦を受け、年次総会において就任する。ただし、地区コミッショナーの兼任はできない。

② 地区代表理事は、県連盟の運営に参画する。

③ 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 33 条
学識経験
者理事

学識経験者理事は、連盟長、理事長及び県連盟コミッショナーが合議のうえ、地区委員長に諮問した後、年次総会の承認を得て連盟長が委嘱する。

② 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 34 条
県連盟コ
ミッショ
ナー

県連盟コミッショナーは、理事会の議を経て連盟長が推薦し、さらに中央審議会の議を経て総長が委嘱する。

② 任期は 2 年として、12 月 31 日に更新するものとし、再任を妨げない。

③ 県連盟コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。

(1) 青少年の訓育を託するに足る品性及び経歴

(2) スカウト運動の経験及び基準の理解

(3) 県連盟内の教育指導にたずさわる指導者を主導する能力

(4) コミッショナー実修所を修了した者あるいは、就任後できるだけ速やかにコミッショナー実修所を修了できる見込みのある者

④ 県連盟コミッショナーは、県連盟におけるスカウト運動が日本連盟と県連盟の方針と規定に従って展開されるように指導・助言を行い、県連盟理事会のもとで、特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について理事会に対して責任を負うとともに、教育・指

導面で県連盟を代表する。

また、県連盟副コミッショナーを統括し所要の業務を分担させるとともに地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して、必要な指導・助言を行う。

⑤ 県連盟コミッショナーの担当する業務は次の通りである。

1) 青少年のプログラムに関すること。

(1) 各部門のプログラム活動に関すること。

(2) 野外教育（活動）に関すること。

(3) 奉仕活動に関すること。

(4) 安全に関すること。

(5) スカウトの国際交流・国際理解に関すること。

(6) その他スカウトのプログラムに関すること。

2) アダルトリソースに関すること。

(1) アダルトリソース方針の推進に関すること。

(2) 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援及び人材活用に関すること。

(3) トレーニングチームに関すること。

(4) その他アダルトリソースに関すること。

3) 組織及びコミュニケーションに関すること。

(1) 地区・団・隊の組織及びコミュニケーションに関すること。

(2) 団等の加盟登録と審査に関すること。

(3) 他団体、地域社会等組織外とのコミュニケーションに関すること。

(4) 制服及び記章の着用に関すること。

4) 地区コミッショナーの指導・助言に関すること。

5) 県連盟の名誉会議を主宰すること。

県連盟副
コミッショ
ナー

ミッショナーの推薦により、理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

② 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また、特に与えられた任務を遂行する。

③ 県連盟副コミッショナーの任期、推薦条件等は、県連盟コミッショナーに準ずる。

ただし、研修経歴についてはコミッショナー実修所をコミッショナー研修所と読み替える。

第 36 条
名誉会議
議員

名誉会議議員は、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーが合議のうえ、年次総会の承認を経て、連盟長がこれを委嘱する。

② 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 37 条
監 事

監事は、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーが合議のうえ、理事会の議を経て年次総会においてこれを選任する。

② 監事は、県連盟の資金及び経理を監査するとともに、県連盟理事会の職務の執行を監査する。

③ 任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 38 条
役員 の 任
期

役員 の 任期は、コミッショナーを除き任期最終年度の年次総会のときまでとする。

② 役員が退任するときには、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

③ 理事（地区代表理事・学識経験者理事）は、70歳に達する任期の最終年度、県連盟年次総会終了のときを限度とする。

④ 理事長、各種運営委員長、県連盟コミッショナー、及び名誉会議議員の任期は 2 年とするが、連続して同一の役職に就任する場合、3 期（6 年）を限度とする。

<p>第 39 条 役員 の 補 充 と 増 員</p>	<p>⑤ 地区委員長及び地区代表理事は、兼務を認めるが、名誉会議議員は、地区役員を兼務することが出来ない。</p> <p>地区代表理事に変動が生じたときは、新任の当該地区からの推薦を受け、就任する。</p> <p>② 総会において選出・承認等を行った前項以外の役員にあっては、次の総会においてこれを補充する。</p> <p>③ 補充または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>第 40 条 先 達</p>	<p>連盟長は、教育・指導面に特に功績が顕著であった者に対し、理事会の議を経て、先達の称号を贈ることができる。</p> <p>② 先達の礼遇は、役員に準ずる。</p>
<p>第 41 条 名 誉 役 員</p>	<p>県連盟は、理事会の議を経て、名誉役員として名誉連盟長、常任顧問、顧問、相談役等をおくことができる。</p> <p>② 任期は2年とし、再任を妨げない。</p>
<p>第 42 条 委 員 長</p>	<p>運営委員会及び特別委員会の委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、地区コミッショナーの委員長、委員等の兼任はできない。</p>
<p>第 43 条 委 員</p>	<p>運営委員会及び特別委員会の委員は、必要に応じて理事会の承認を経て理事長が委嘱する。</p> <p>② 運営委員会に置かれた小委員会の長は、該当運営委員会の委員となる。</p> <p>③ 小委員会の委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する</p>
<p>第 44 条 委 員 長 及 び 委 員 の 任 期</p>	<p>運営委員会の委員長、委員及び小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>② 補充または増員による委員長、委員及び小委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

【技能章考査員】

第 45 条

技能章考
査員

県連盟に技能章考査員をおく。

- ② 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、理事会の議を経て連盟長が委嘱する。
- ③ 任期は 3 年とし再任を妨げない。
- ④ 技能章考査員の選考については、別途定める。

【スカウトクラブ】

第 46 条

スカウト
クラブ

県連盟は、スカウト運動の趣旨に賛同する者を対象として、県内にスカウトクラブを組織するよう努めるものとする。

- ② スカウトクラブの加盟員は、加盟登録することを推奨する。

【事務局】

第 47 条

設 置

県連盟の業務執行機関として事務局を設ける。

- ② 事務局の業務執行は、すべて理事会の議定のもとに行われる。
- ③ 事務局には、事務局長のほか、業務に従事する職員及び雇員をおくことができる。

第 48 条

任 免

事務局職員及び雇員は、理事長が任免する。

ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得なければならない。

第 49 条

事務局長
の任務

事務局長の任務は、次の通りである。

- (1) 日本連盟及び県連盟のすべての規約及び方針を遵守し、理事会の議定のもとに、県連盟の事務を執行する。
- (2) 理事会、三役会、名誉会議及び各種委員会の幹事役となる。

第 50 条
給 与

(3) 事務局の長として、事務局の運営、管理の責に任
ずるとともに、事務局職員及び雇員の監督指導を行
う。

事務局長は、理事会の議を経て有給とすることができ
る。

② 事務局長、職員、雇員等の給与は、別に定める。

【トレーニングチーム】

第 51 条
設 置

県連盟の指導者養成のため、業務執行機関として県連
盟トレーニングチームを設置する。

② 県連盟トレーニングチームの構成、担当業務等の詳
細については、別に定める。

【経 理】

第 52 条
資 金 の 管
理

県連盟の資金及び経理は、理事会の指示に従い維持さ
れ、かつ整理されなければならない。

第 53 条
資 金 の 充
足

県連盟の資金充足の方法は、県連盟において定める。

② 県連盟は、これを維持するための分担金を各加盟団
に課することができる。ただし、その金額及び徴収方法
は、総会の議を経て、これを決定する。

第 54 条
会 計 年 度

県連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31
日までとする。

第 55 条
監 査

県連盟の決算は、監事の監査を受け、年次総会に報告
しその承認を受けなければならない。

第 2 章 地 区 組 織

【総 則】

第 56 条
地 区 の 設
置

県連盟は、次の目的のため地区を設置する。

(1) 県連盟の方針及びプログラムを地区内に効果的
に実施し、地区の状況及び要望を県連盟に反映する

第 57 条
地区の構成

こと。
(2) 各団の独立と主導性を妨げることなしに、各団の発展のための助言、指導を行うこと。
加盟登録の承認を受けた地区内すべての加盟団は、その地区の構成員となる。

【地区協議会】

第 58 条
地区協議会

地区は、地区協議会を開催する。
② 地区協議会は、地区協議会長の招集により必要に応じ随時開催し、地区協議会長が議長となり地区委員長、地区コミッショナー、各委員長からの報告、伝達及び協議等を行う。

第 59 条
構成

地区協議会の構成は、次の通りである。

- (1) 地区協議会長、同副会長
- (2) 地区委員長（県連盟の地区代表理事）、同副委員長
- (3) 地区コミッショナー、同副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 各種委員会委員長
- (6) 会計係
- (7) 事務長
- (8) 各団委員長
- (9) 各隊長
- (10) 学識経験者会員
- (11) 地区代表理事

第 60 条
地区総会

県連盟年次総会の前に地区総会として地区協議会を開催し、次のことを行う。
(1) 地区協議会長、同副会長、地区委員長、同副委員

第 61 条
成 立 と 議
決

- 長、各種委員長及び会計係の選出
- (2) 県連盟総会における「名誉会議議員を推薦する選考委員会」委員 1 名の選出
- (3) 報告承認及び審議決定（県連盟年次総会に準ずる）
- 地区総会の定足数は、第 59 条に定める構成員の過半数とし、その議決は、出席者の多数決による。

【地区委員会】

第 62 条
設 置 と 責
務

- 地区に地区委員会を設ける。
- ② 地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い、運営する。

第 63 条
構 成

地区委員会は、地区役員をもって構成する。

第 64 条
招 集

地区委員会は、地区委員長の招集により随時開催し、地区委員長が議長となる。

第 65 条
成 立 と 議
決

地区委員会の定足数は、地区役員の過半数（委任状を含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

【各種委員会】

第 66 条
設 置

地区委員会は、地区の目的を達成するために、地区の状況に応じて各種委員会をおくことができる。

【役員及び委員】

第 67 条 地区役員

地区役員は、次の通りである。

- (1) 地区協議会長、同副会長
- (2) 地区委員長、同副委員長
- (3) 地区コミッショナー、同副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 各種委員会委員長
- (6) 会計係
- (7) 事務長

第 68 条 地区協議 会長及び 同副会長

地区協議会長は、毎年地区総会において選出され、地区内のスカウト運動を代表する。

- ② 地区協議会副会長は、必要に応じて前項と同じ手続きをもっておくことができる。
- ③ 地区協議会副会長は、地区協議会長を補佐し、地区協議会長に事故あるときまたは欠員のとき、これを代理する。
- ④ 地区協議会長及び地区協議会副会長は、隊指導者を兼務することができない。

第 69 条 地区委員 長及び同 副委員長

地区委員長は、毎年地区総会において選出され、県連盟年次総会の確認を経て、県連盟の地区代表理事となる。

- ② 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができる。
- ③ 地区副委員長は、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるときまたは欠員のとき、これを代理する。
- ④ 地区委員長及び地区副委員長は、隊指導者を兼務することができない。

第 70 条 地区コミ

地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て連盟長

が委嘱する。

② 任期は2年として、6月30日に更新するものとし、再任を妨げない。

③ 地区コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。

- (1) 青少年の訓育を託するに足る品性と経歴
- (2) スカウト運動の経験及び基準の理解
- (3) 地区内の教育指導にたずさわる指導者を主導する能力
- (4) コミッショナー研修所を修了した者あるいは、就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる見込みのある者

④ 地区コミッショナーは、地区におけるスカウト運動が日本連盟及び県連盟の方針と規定に従って展開されるように指導・助言を行い、地区委員会のもとで、特に教育・指導面について円滑な推進を図り、その結果について地区委員会に対して責任を負うとともに、教育・指導面で地区を代表する。

また、地区副コミッショナーを統括し所要の業務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して、必要な指導・助言を行う。

⑤ 地区コミッショナーが担当する業務は、次の通りである。

- 1) 青少年のプログラムに関すること。
 - (1) 各部門のプログラム活動に関すること。
 - (2) 野外教育（活動）に関すること。
 - (3) 奉仕活動に関すること。
 - (4) 安全に関すること。
 - (5) スカウトの国際交流・国際理解に関すること。

- (6) その他、スカウトのプログラムに関すること。
- 2) アダルトリソースに関すること。
 - (1) アダルトリソース方針の推進に関すること。
 - (2) 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援及び人材活用に関すること。
 - (3) その他、指導者及びそのトレーニングに関すること。
- 3) 組織及びコミュニケーションに関すること。
 - (1) 団等の加盟登録と審査に関すること。
 - (2) 制服及び記章の着用に関すること。
 - (3) 団・隊の組織とコミュニケーションに関すること。
 - (4) その他、他団体、地域社会等組織とのコミュニケーションに関すること。
- 4) 団と隊の指導・助言・援助に関すること。

第 71 条
地 区 副 コ
ミ ッ シ ョ
ナ ー

地区副コミッショナーは、必要に応じて、県連盟コミッショナーと地区コミッショナー及び地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

② 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また特に与えられた任務を遂行する。

③ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし研修歴については、コミッショナー研修所をウッドバッジ実修所と読み替える。

第 72 条
欠 員

県連盟コミッショナーは、地区コミッショナー及び地区副コミッショナーがともに欠員の場合は、県連盟副コミッショナーにこれを代理させるか、あるいは県連盟コミッショナー自らその任務を代行する。

第 73 条
団 担 当 コ
ミ ッ シ ョ
ナ ー

団担当コミッショナーは、地区副コミッショナーと同様の手続きをもって委嘱する。

② 任期及び資格については、地区副コミッショナーに準ずる。

③ 団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの指導と助言を受けて、担当する団及び隊が、日本連盟及び県連盟の方針及び規約に従い、効果的にプログラムが実施されるよう団の訪問、巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、指導・助言・援助を行う。

④ 団担当コミッショナーは、おおむね 3～5 個団に 1 名を委嘱する。

第 74 条
各 種 委 員
会 委 員 長
第 75 条
各 種 委 員

各種委員会委員長は、地区総会において加盟員の中から選出する。

② 各種委員会委員長は、その委員会を主宰する。

地区の各種委員会の委員は、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱する。それらの委員は、必ずしも加盟員である必要はないが、少なくとも 21 歳以上でなければならない。

第 76 条
委 員 長 及
び 委 員 の
任 期

各種委員会の委員長及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

② 補充または増員による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 77 条
会 計 係

地区の会計係は、毎年地区総会において選出する。

② 会計係は、地区の経理を担当し、資金を保管する。

第 78 条
事 務 長

地区の事務長は、地区委員会において選出する。

② 事務長は、地区における事務処理を担当する。

第 79 条
役 員 等 の
任 期

地区総会選出の役員の任期は、次の地区総会終了時までとする。ただし、地区委員長の任期は、次の県連盟年次総会までとし、再任を妨げない。

第 80 条
役員 の 補
充 と 増 員

地区総会選出の役員に欠員を生じた場合の補充は、地区協議会において行う。

② 補充または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第 81 条
名 誉 役 員

地区には、地区委員会の議を経て名誉役員をおくことができる。

【技能章指導員】

第 82 条
技 能 章 指
導 員

技能章指導員は、プログラムの特定部門について、専門知識を有し、その課目を通じてスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱し、任期は3年とし、再任を妨げない。

【その他委員会】

第 83 条
表 彰 推 薦
委 員 会

県連盟及び日本連盟表彰に対し、地区からの表彰推薦を審議するために、地区に表彰推薦委員会を設置する。

② 表彰推薦委員会の構成、担当業務等の詳細については、別に定める。

第 84 条
登 録 審 査
委 員 会

日本連盟への加盟登録申請に対し、その団を審査するために、地区に登録審査委員会を設置する。

② 登録審査委員会の構成、担当業務等の詳細については、別に定める。

【経 理】

第 85 条
資金の充
足と管理

地区の資金及び経理は、地区委員会の指示に従い維持され、かつ整理されなければならない。

② 地区は、その運営に必要な経費を得るために、分担金を加盟団に課することができる。ただし、その金額及び徴収方法は、地区総会の議を経て決定し、県連盟理事会に報告しなければならない。

③ 地区の会計年度は、県連盟に準ずる。

第 3 章 補 則

第 86 条
補 則

地区がこの規約のほかに規定等を定める場合は、県連盟理事会の承認を必要とする。

② この規約の施行細則の改廃は、県連盟理事会の通常の議決による。

第 87 条
付 則

この規約に定めのある場合を除き、県連盟の運営はすべて日本連盟の教育規定及びその施行細則の示すところによる。

第 88 条
届け出
第 89 条
施 行

県連盟は、制定または改正した県連盟規約を日本連盟に届け出るものとする。

本規約は平成 15 年 6 月 14 日から施行する。

福岡県連盟規約施行細則

福岡県連盟規約 施行細則

地区区分に関する施行細則

この細則は規約第 2 条第 2 項に定める地区区分について、下記の通り定めるものである。

北九州東地区	北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
北九州西地区	北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、戸畑区、中間市、遠賀郡
福岡東地区	福岡市東区、宗像市、福津市、古賀市、直方市、宮若市、飯塚市、田川市、嘉麻市、粕屋郡、鞍手郡、田川郡、嘉穂郡
福岡中地区	福岡市博多区、中央区、南区
福岡西地区	福岡市城南区、早良区、西区、前原市、糸島郡
福岡南地区	春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、朝倉市、小郡市、久留米市、うきは市、大川市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市、大牟田市、筑紫郡、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

福岡県連盟運営委員会に関する施行細則

平成 23 年 6 月 18 日施行

この細則は、規約第 23 条に定める運営委員会の設置及び各運営委員会の任務について、下記のとおり定めるものである。

1. 組織拡充委員会

- (1) 県内のボーイスカウト運動の普及と組織拡張に関すること
と
- (2) 地区、団、隊等の組織の充実と活性化に関すること
- (3) 加盟登録に関すること
- (4) 行政、関係団体等との協同事業等に関すること
- (5) その他県連盟の組織拡充に関すること

2. 広報委員会

- (1) 県連盟の広報紙の発行及びホームページの運営に関する
こと
- (2) その他広報 P R に関すること

3. スカウト活動委員会

- (1) スカウトの進歩に関すること
- (2) 面接会の設置とその運営に関すること
- (3) 技能章考査員、技能章指導員に関すること
- (4) スカウトの活動における健康、安全及び環境に関すること
- (5) その他スカウトのプログラム活動に関すること

4. 指導者養成委員会

- (1) 県連盟主催の指導者養成訓練の開設に関すること
- (2) 指導者の指導能力向上施策に関すること

(3) その他指導者の養成に関すること

5. 国際委員会

(1) 国際理解、国際交流及び国際協力に関すること

(2) 国際関連事業、その他に関すること

6. 信仰奨励委員会

(1) 加盟員の信仰奨励に関すること

(2) スカウトの宗教章、信仰奨励章に関すること

(3) その他信仰奨励に関すること

企画調整会議及び地区委員長会同に関する施行細則

この細則は規約第 26 条第 2 項に定める「企画調整会議」「地区委員長会同」の任務について、下記のとおり定めるものである。

1. 企画調整会議

各種委員会事業の推進状況の確認並びに、調整を行うため、企画調整会議を設け、理事長が招集する。

② 企画調整会議の構成は、次の通りとする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 県連盟コミッショナー
- (4) 運営委員会委員長
- (5) 事務局長（幹事役として出席する）
- (6) その他理事長が指名した者

③ 企画調整会議は、必要に応じて随時開催する。

2. 地区委員長会同

地区委員長の責務の再確認や、地区の活動状況の情報交換・意見交換をするとともに、県連盟への地区要望、議案提案を行うため、地区委員長会同を設ける。

② 地区委員長会同の構成は、次のとおりである。

- (1) 地区委員長
- (2) その他地区委員長会同が指名した者

③ 地区委員長会同を代表する者として、地区委員長の互選により代表幹事を選出する。

④ 代表幹事は必要に応じて随時召集し、開催する。

県連盟役員の就任に関する施行細則

全文削除

県連盟役員選出に関する施行細則

この細則は規約第27条に定める役員のうち、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーにより合議が必要な役員選考に関して、県連盟役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を下記の通り設置し、その構成、業務について規定する。

1. 推薦委員会の目的

推薦委員会では、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーにより合議が必要な県連盟の役員選考について、その合議に必要な事前調査・評価等を行い、役員候補者を推薦することを目的とする。

2. 推薦委員会の構成

推薦委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 推薦委員

各地区からの1名の推薦委員（現在就任中の理事及び名誉会議議員は除く）

県連盟長若しくは副連盟長

県連盟理事長若しくは副理事長

県連盟コミッショナー

(2) 推薦委員会委員長

推薦委員会委員長は、推薦委員の互選により就任する。

3. 推薦委員会の業務

推薦委員会の業務は、以下の役員についてその職務を適切に遂行できる候補者を選定評価し、速やかに連盟長、理事長、県連盟コミッショナーに推薦する。

(1) 学識経験者理事（地区数以内の人数）

(2) 名誉会議議員の推薦（若干名）

(3) 監事の推薦 (3名)

4. 推薦委員の任期

推薦委員は毎年度県連盟長が委嘱し、業務終了を持ってその任を解く。

技能章考査員選考に関する施行細則

この細則は規約第 45 条に定める技能章考査員の規定にもとづき、その選考の手続き等について定めるものである。

1. 技能章考査員の資格要件

- (1) 技能章考査員は担当する技能章課目について、専門知識や資格を有し、考査の可否の判定を判断できる能力を有すること。
- (2) 技能章の考査を通じて、スカウトと接することに適している者。
- (3) 加盟員であることは要件としないが、本運動に対する理解をもつ者。
- (4) 20 歳以上であること。

2. 技能章考査員選考委員会の設置

理事会の下に、技能章考査員選考委員会（以下、「選考委員会」という）を置く。

3. 選考委員会の構成

選考委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 選考委員長は、県連盟コミッショナーがあたる。
- (2) 選考委員は、スカウト活動委員長及び、スカウト活動委員会委員と県連盟副コミッショナーより若干名を選出する。
- (3) 事務局長は、幹事役として加わる。

4. 選考委員会の開催

選考委員会は、必要に応じて随時開催する。

5. 技能章考査員の推薦及び選考

地区はこの細則第 1 条及び、別に定める各技能章に関する推薦基準に該当する技能章考査員候補者を選考委員会に推薦する。

選考委員会は、地区より推薦のあった候補者より、地域性、資格等を検討の上技能章考査員を決定し、理事会に報告する。

理事会は選考委員会より提案された考査員名簿について承認を行う。

理事会にて承認された技能章考査員は連盟長が委嘱する。

6. 技能章考査員名簿の作成

連盟長より委嘱された技能章考査員を広く県内に知らしめるため、県連盟は「技能章考査員名簿」を作成し関係先に配布する。

県連盟トレーニングチームに関する施行細則

(趣 旨)

第1条 この施行細則は、県連盟規約第51条2項に定める福岡県連盟トレーニングチーム（以下、「県連盟トレーニングチーム」という）の構成、担当業務について規定する。

(業 務)

第2条 県連盟トレーニングチームが担当する業務は次のとおりとする。

- (1) 福岡県連盟が主催する各種の指導者訓練機関の運営と実施
- (2) 指導者訓練の組織、日程、課業、運営法等に関する研究
- (3) 地区または地区合同主催による各種指導者訓練に対する援助と協力
- (4) 日本連盟が主催する各種訓練に対する協力
- (5) その他指導者訓練実施に関すること

(構 成)

第3条 県連盟トレーニングチームの構成は、次のとおりとする。

- (1) 県連盟ディレクター（以下「ディレクター」という）1名
- (2) 県連盟副ディレクター（以下「副ディレクター」という）若干名
- (3) 県連盟トレーニングチームメンバー（以下「チームメンバー」という）若干名

(ディレクター)

第4条 ディレクターは、日本連盟トレーナーの中から、理事長・県連盟コミッショナー及び県連盟指導者養成委員長との協議に基づき、県連盟理事会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

- ② ディレクターの任期は、委嘱された年の4月1日から2年間とし再任を妨げない。ただし、前任者の委嘱期間中に交代したときは、前任者の残任期間とする。
- ③ ディレクターは県連盟トレーニングチームを主管するとともに、特に次の業務を行う。
 - (1) 県連盟トレーニングチームの業務の推進
 - (2) トレーニングチーム員の資質の向上

(3)その他、県連盟コミッショナー及び県連盟指導者養成委員長より委託された事項の推進

(副ディレクター)

第5条 副ディレクターは、日本連盟トレーナーの中から、ディレクター・県連盟コミッショナー・県連盟指導者養成委員長の協議に基づき、県連盟理事会の承認を得て連盟長が委嘱する。

② 副ディレクターの任期は、ディレクターに準ずる。

③ 副ディレクターは、ディレクターを補佐し、ディレクターより分掌された事項を担当する。また、ディレクターに事故あるとき、あるいは欠員のときはこれを代理する。

(チームメンバー)

第6条 チームメンバーは、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本連盟リーダーートレーナーもしくは、副リーダーートレーナー

(2) 指導者訓練にふさわしい品性と経歴を有する加盟員で、施行細則第2条に規定する業務を理解し、施行細則第10条に示す任務を分担する奉仕能力を有し、次の基準に該当する者の中より選ばれた者。

- ・25才以上65才未満であること
- ・活動的な成人指導者として3年以上の隊指導者経歴を持つこと
- ・ウッドバッジ実修所を修了していること
- ・所属する団における活動が、指導的及び模範的であること

(チームメンバーの選考と委嘱)

第7条 第6条(1)によるチームメンバーは理事会に報告し、連盟長が委嘱する

② 第6条(2)によるチームメンバーは、資格を有する者の中より地区コミッショナーが、県連盟トレーニングチーム推薦書(様式3号)により推薦し、県連盟トレーニングチーム選考委員会(以下「選考委員会」という)の選考により理事会の承認を経て地区に連絡し、連盟長が委嘱する。

③ 選考委員会は、県連盟コミッショナー、ディレクター及び県連盟指導者養成委員会委員長により構成する。

また、県連盟副コミッショナー及び副ディレクターは参席できるものとする。事務局長は幹事役として出席するが、議決に

は加わらない。

- ④ 継続委嘱については、前任期間中の第 9 条に定める研修に所定の回数のお席を有する者の中から、前第 1 項から第 3 項に定める手続を経て委嘱する。

所定の回数とは、概ね 5 割とする。

(任 期)

第 8 条 第 6 条(2) のチームメンバーの任期は 2 年とし、西暦年数偶数年の 4 月 1 日に更新し再任を妨げない。

ただし、期間途中に委嘱されたチームメンバーは、残り期間をその任期とする。

(研 修)

第 9 条 チームメンバーは、県連盟トレーニングチーム主催の次の研修会にお席しなければならぬ。

- (1) 県連盟トレーニングチーム研究集会 (チームメンバー全員参加)
- (2) 主任講師研究会 (リーダートレーナー、副リーダートレーナー)
- (3) その他の研修会 (チームメンバー全員参加)

(任 務)

第 10 条 チームメンバーは、分担して第 2 条に定める業務を行うとともに次の任務につく。

- (1) 日本連盟教育規定に定める基準に基づき、指導者講習会主任講師及び講師等の指導要員、ウッドバッジ研修所等の指導要員または奉仕要員として年 1 回以上奉仕する。
- (2) その他ディレクターより指示された業務を分担する地区班のメンバー及び作業班のメンバーとなる。

(地区班)

第 11 条 地区に班をおく。

- ② 地区の班の業務はディレクターが指示する。
- ③ 地区の班長は、地区チームメンバーの中から、地区コミッショナーと協議の上、ディレクターが選任し、県連盟コミッショナーが委嘱する。
- ④ 地区の班長は、地区内のチームメンバーを指導する。
- ⑤ 地区の班長の任務は、別に定める。
- ⑥ 地区の班長は、地区班の活動の終了後、報告書 (様式第 4 号) で速やかにディレクターに報告する。

(作業班)

第12条 県連盟トレーニングチームに、特に定めた業務を分担する作業班を設けることができる。

② 作業班の構成は次の各号のとおりとする。

(1) 班長 1名

(2) チームメンバー 若干名

(3) 作業目的により特に依頼された専門委員 若干名

③ 作業班の構成、選任、委嘱はディレクターが行う。

④ 作業班は任務終了後、報告書を提出して解散する。

(事務)

第13条 県連盟トレーニングチームの事務は、福岡県連盟事務局がこれを処理する。

県連盟タスクチームに関する施行細則

1. 県連盟コミッショナーは、本県連盟の目的達成するために、県連盟タスクチームを設置することができる。
2. 県連盟タスクチームは、県連盟コミッショナーが教育規定に定められた責務を遂行するために必要なスカウト教育、指導者訓練に関わる調査、研究を行う。
3. 県連盟タスクチームの設置、チーム員の構成、業務の内容等は、県連盟コミッショナーの責任において行う。

地区の表彰推薦に関する施行細則

この細則は規約第83条第2項に定める表彰推薦委員会の規定にもとづき、その手続き等を定めるものである。

1. 委員会の設置

地区は、表彰推薦のため「表彰推薦委員会」を設置する。

2. 委員長

委員会の委員長は、地区コミッショナーがあたる。

3. 委員会の構成

委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長（地区コミッショナー）

(2) 地区委員会選出の委員

但し、地区委員会の選出の委員は、偶数とする

(3) 事務長（幹事役として参加し、議決に加わらない）

② 地区副コミッショナー及び団担当コミッショナーは、出席し、発言することができる。ただし、議決の数に加わらない。

③ 県連盟役員及び中央名誉会議議員は、この委員会の委員になることはできない。

4. 委員長及び委員の任期

委員長及び委員の任期は、その年の委員会の業務終了時までとする。

5. 委員会の業務

それぞれの推薦者について審議し、県連盟が定める所定の推薦書に必要事項を記入して、県連盟名誉会議に提出する。

② 推薦委員会の審議内容については、一切他言してはならない。

③ 推薦書は、予め指示された期日までに県連盟事務局へ提出する。期日に遅れた場合は、県連盟名誉会議の審議の対象にならない。ただし、その推薦書は次の年度に持ち越されない。

④ 推薦書の提出について地区委員会へ報告し、業務を終了する。

地区の登録審査に関する施行細則

この細則は規約第84条第2項に定める登録審査委員会の規定にもとづき、その手続き等を定めるものである。

1. 委員会の設置

地区は、加盟登録審査のため「登録審査委員会」を設置する。

2. 委員長

委員会の委員長は、地区コミッショナーがあたる。

3. 委員会の構成

委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長（地区コミッショナー）

(2) 委員（地区組織担当の委員他）

② 地区副コミッショナー及び団担当コミッショナーは、出席し助言することができる。

③ 事務長は、事務処理を行う。

4. 委員長及び委員の任務

委員長及び委員の任期は、その年の委員会の業務終了時までとする。

5. 委員会の業務

団の加盟登録に際し行われる審査は、団の経営能力、必要な組織、各種指導者、訓練実施の体制に重点をおく。[日本連盟教育規定 2-13]

継続加盟登録にあっても登録審査は、単に関係書類の整備のみに終えるのではなく、少年のためのプログラムを展開するのに必要な要件を充足しているかを審査する。

6. 審査の方法

あらかじめ団と審査の日時、場所を打ち合わせ、団は指示された書類を用意して当日持参する。

この審査には、団委員長または副団委員長、各隊長または副隊長は必ず出席して、委員の質問に答えられるようにしなければならない。

日本ボーイスカウト福岡県連盟組織倍増顕彰規定

ボーイスカウト日本連盟及び、福岡県連盟の組織倍増計画達成に関する顕彰基準を次のように定める。

1. 団対象

(1) 標準団

ビーバースカウト隊	6名以上
カブスカウト隊	18名以上
ボーイスカウト隊	20名以上
ベンチャースカウト隊	8名以上
ローバースカウト隊	4名以上

が整い、引き続き2年以上安定した運営がなされている団を、優良団とし顕彰する。(安定団とは毎年増加傾向である団を指す)

また、継続3年間安定した団については、特別顕彰する。

- (2) 前年度の登録数を基準として、当該年度末の登録数が10%以上増員又は、10名委譲増員した団を努力団として顕彰する。但し、複数団の合併による増員は、対象から外すものとする。
- (3) 各隊90%以上の上進率向上に努めた団を顕彰する。
- (4) 富士章取得スカウトの指導に努めた団を顕彰する。

2. 地区対象

- (1) 前年度の登録数を基準として、当該年度末の登録数が増員した地区を努力地区として顕彰する。
- (2) 新団を発足させた地区を顕彰する。

3. スカウトに対する授与

- (1) 銅色友情バッジ 1名以上のスカウトを入隊させた者
- (2) 銀色友情バッジ 3名以上のスカウトを入隊させた者
- (3) 金色友情バッジ 5名以上のスカウトを入隊させた者
 - ・銀色及び金色バッジは、すでに授与済みバッジの対象人数を推算して当該のバッジを授与することができる。
 - ・上位バッジを授与された場合は、着用していたバッジと付け替える。

4. その他組織倍増についての顕彰具申があれば、組織拡充委員会で検討し、理事会の審議を経て顕彰する。

5. 顕彰手続きは、1-(3)、3-(1)、(2)、(3)は団から地区経由で県連盟に申請し、組織拡充委員会で審査して顕彰する。その他の

- 項については、県連盟組織拡充委員会でこれを審査し、顕彰する。
6. 審査責任者については、県連盟組織拡充委員長とする。
 7. 顕彰は、団及び地区については県連盟総会または地区総会で、スカウトについてはその都度顕彰する。

日本ボーイスカウト福岡県連盟会計処理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本ボーイスカウト福岡県連盟の会計に関する取引を正確、かつ迅速に処理し、県連盟の財政状態、収支の状況に関し、真実な報告を行うとともに、事業活動の計数的統制とその能率的運営を推進するためにこの規程を制定する。

(適用範囲)

第2条 県連盟の会計処理、収支予算の編成及び実施の基準は、この規程の定めによる。

2 この規程に定めのない重要事項については、一般に公正妥当と認められる方法によるものとする。

(経理責任者)

第3条 県連盟の経理責任者は事務局長とする。

2 この規程の運用に関しては、経理責任者の指示に従うものとする。

(会計年度)

第4条 県連盟の会計年度は県連規約に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第5条 県連盟の会計区分は次のとおりとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

2 事業の遂行上、特別会計を設けることが必要な場合は、理事長の決済を経て行うことができる。

(会計単位)

第6条 県連盟は本部1会計単位とする。

(書類の保存期間)

第7条 会計に関する帳票書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|--------------|-----|
| (1) | 収支予算書及び収支計算書 | 永久 |
| (2) | 会計帳簿 | 10年 |
| (3) | 会計伝票及び証憑 | 10年 |
| (4) | その他の書類 | 7年 |

2 前項に定める保存期間の起算日は、翌期首とする。

3 保存期間経過後これらの書類を廃棄する時は、経理責任者の承認を得なければならない。

(会計処理規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、経理責任者の責とし、その上申に基づき理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿

(原則)

第9条 県連盟の財産に影響を及ぼす取引は、正規の簿記の原則を遵守して適正は勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に会計帳簿に記録、整理されなければならない。

(勘定処理要領)

第10条 勘定科目の区分、科目の定義及び処理の要領は、別に定める「勘定処理要領」による。

2 この規程及び前項の「勘定処理要領」に定めのない処理については、経理責任者の指示に従うものとする。

(会計帳簿)

第11条 県連盟に備える会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ① 収支元帳
- (2) 補助簿

- ① 現金出納帳
- ② 銀行預金通帳
- ③ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ④ その他必要な補助簿

(会計伝票)

第12条 会計伝票は、入金伝票、出金伝票をいう。

2 県連盟で発生する一切の会計取引の整理には、会計伝票を使用する。

3 会計伝票は、取引の発生を証する証憑書類に基づいて作成し、保存するものとする。

4 会計伝票は、関係する責任者の承認印を受けるものとする。

(証憑)

第13条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する請求書・領収書等の書類をいう。

(会計帳簿の更新)

第14条 会計帳簿の更新は、每期首に行う。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第15条 収支予算は、事業計画を具体的に計数化したものあり、収支予算の執行者の責任と権限の範囲を明確にし、円滑な事業運営の実施を目的とする。

(事業計画及び収支予算書)

第16条 事業計画及び収支予算書は、会計区分に従い、理事長が作成し、総会の決議を経て確定する。

(暫定予算)

第17条 収支予算が、やむを得ない理由により当該会計年度の始まる前に成立できない場合には、理事長は理事会の決議を経て予算

成立の日まで、前年度の収支予算の範囲内を暫定的に使用することができる。

2 前項の暫定予算は、速やかに本予算へ組み入れることを要する。

(収支予算の執行)

第18条 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。

2 収支予算の執行者は、理事長とする。

3 事業を担当する理事は、当該担当事業に関する収支予算の執行の責任を理事長に 対して負う。

(予算の流用)

第19条 支出予算は、科目間の流用をしてはならない。ただし、理事長が事業の実施上、必要と認めた場合には、予算の流用を行うことができる。

(予備費の設定と使用)

第20条 支出予算の作成において予測し難い支出に備えるため、予備費を設定することができる。ただし、予備費は支出予算合計の10%以内とする。

2 予備費は、理事長の承認を経て使用する。予備費を使用した場合は、理事会で、使用の旨、金額及び理由を報告しなければならない。

(補正予算)

第21条 理事長は、やむを得ない理由により、収支予算の補正を必要とする場合には、補正予算を編成し、理事会の同意を経て確定する。

第4章 金銭出納及び資金管理

(金銭の範囲)

第22条 この規程において、金銭とは現金及び貯金をいい、現金

には通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書を含むものとする。

(出納責任者及び担当者)

第23条 出納責任者は、経理責任者が指名した者とする。

(出納用印鑑)

第24条 銀行取引用の印鑑、経理責任者が保管しなければならない。

(金銭の出納)

第25条 金銭の出納管理は、出納責任者が行う。

(領収書)

第26条 領収書の発行は、次のとおりとする。

(1) 領収証は、金銭を収納したとき発行しなければならない。ただし、銀行振り込みによる収納は、先方に予め通知して領収書の発行を原則として省略するものとする。

(2) 領収書は、出納責任者が発行する。

(支払)

第27条 小口現金以外による支払は、請求書その他取引を証する書類に基づいて出納責任者が支払伝票を発行し、経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収書を受け取らなければならない。ただし、領収書を受け取るできない場合には、別に定める支払証明書を持ってこれに代えることができる。

3 銀行振込みの方法により支払いを行う場合には、領収証を受けとらないことができる。

(小口現金)

第28条 出納責任者は、日々の現金支払を行うため小口現金を置くことができる。

2 小口現金は定額資金前渡制度とすることができる。

3 出納責任者は、随時小口現金の管理状況を点検しなければならない。

4 小口現金は、毎月末日及び残高が一定額を下回った都度、点検のうえ清算を行い、補給するものとする。

(記録及び照合)

第29条 出納責任者は、記録及び照合について次のとおり実施する。

- (1) 金銭の収支については、その都度これを帳簿に記録しなければならない。
- (2) 現金の在 high は、毎日実施に調査し、帳簿残高と照合する。
- (3) 銀行預金については、毎月、銀行の記録と照合を行わなければならない。もし、差額がある場合は、銀行勘定調整表を作成し、経理責任者に提出する。

(資金管理)

第30条 資金管理とは、運転資金を総合的に管理することで、具体的には県連盟全体の資金が不足して必要な支払ができなくなる事態を招かないようにすることと、経費を削減することをいう。

2 資金管理は、経理責任者とする。

第5章 決 算

(決算区分)

第31条 決算は、月次決算、期末決算を行う。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

福岡県連盟旅費補助要綱

(趣旨)

第1条 日本ボーイスカウト福岡県連盟(以下県連盟という)の役員等が県連盟の業務のための行動に要する旅費に関して定める。

(役員等)

第2条 役員等とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 県連盟規約第27条の役員
- (2) 県連盟規約第42条の委員長及び同第43条の委員
- (3) 県連盟規約第48条の事務局長
- (4) 県連盟規約第51条のトレーニングチーム(以下「TT」という。)
- (5) 地区コミッショナー
- (6) 指導者研修の奉仕者
- (7) その他、理事会で認められた者

(業務のための行動)

第3条 業務のための行動とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 理事会、三役会、各種運営委員会など県連規約に基づく業務執行
但し、総会は除く
- (2) 県・地区コミッショナー会議及びTT研究集会などTTに関する
業務
- (3) 全国大会、九州・沖縄ブロック会議(コミッショナー、ディレク
ター等の会議を含む)
- (4) 正副リーダートレーニング訓練や各種セミナーなど指導者養成に
関する業務
- (6) 行政、青少年団体等加盟組織、その他団体等との会議、懇親等の
業務
- (7) その他、理事会で認められた業務

なお、県連盟主催の定型訓練やイベント活動に係るスタッフ、支援奉仕者等の交通費については、それぞれの訓練、イベントでの会計により処理する。

(旅費を支払わない場合)

第4条 削除

(旅費支払の基準)

第5条 支払いの基準は次のとおりとする。

◎県内旅費

(1) 出席者の居住地最寄りの公共交通機関の鉄道駅もしくはバス停を出発地とし、会場最短の鉄道駅もしくはバス停までの運賃とする。

(2)、(3)、(4) 削除

◎県外旅費

1. 交通費

(1) 県内交通費に準じる。

(2) 削除、(3)、(4) 削除

2. 宿泊費

(1) 宿泊を必要とする場合は、10,000円を限度として実費を支払う。

(2) 削除

3. 参加費

(1) 大会、会議、研修等の参加費は、県連盟が支払う。

(2) 大会、会議、研修等に併せて開催される懇親会等の参加費は、理事長の判断により県連盟が支払う。

4. 九州ブロック関係

削除

(その他)

第6条 上記の規程にないものは、理事会において審議決定する。なお、緊急時は理事長の判断により支給等ができるが、その後の理事会において追認を受けるものとする。

【参考資料】 (平成 19 年 3 月理事会承認申し合わせ事項)

当分の間、理事会・三役会における審議事項等については次の通りとする。

○ 理事会審議事項等

1. 理事会において審議すべき事項

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 特別委員会の設置
- (3) 各種委員長の選任、委員会業務の委託
- (4) 県連盟コミッショナーの選出・推薦
- (5) 県連盟副コミッショナーの選任
- (6) 地区コミッショナーの選任
- (7) 施行細則の改廃
- (8) 補正予算、年間事業の追加・変更
- (9) その他重要事項

2. 理事会において承認すべき事項

- (1) 三役会で緊急処理した事項
- (2) 承認人事
 - ・ 地区副コミッショナー、団担当コミッショナー
 - ・ 各種運営委員会委員、小委員会委員
 - ・ 技能章考査員
 - ・ トレーニングチームメンバー、正副ディレクター
 - ・ 事務局長
- (3) 運営委員会内の小委員会の設置
- (4) 各地区制定規則
- (5) その他、県連盟事業実施に承認を必要とする事項

3. 報告を受ける事項

- (1) 名誉会議の議決
- (2) 県連盟事業の進捗状況（計画と報告）
- (3) 三役会へ付託した事項
- (4) その他

○ 三役会審議事項

- (1) 緊急に処理すべき事項
- (2) 理事会から付託された事項

- (3) 理事会に提案すべき事項
- (4) 諸計画の確認と運営（事業の実施計画、報告）
- (5) 運営委員会からの提案事項
- (6) 各地区問題点、地区からの提案事項
- (7) 各種業務の執行調整

県連盟規約

平成 15 年 6 月 14 日 全面改訂

平成 16 年 6 月 12 日 一部修正

平成 19 年 6 月 16 日 一部修正

平成 20 年 6 月 21 日 一部修正

平成 22 年 1 月 23 日 一部修正

施行細則

平成 23 年 5 月 15 日 一部修正

平成 24 年 5 月 19 日 一部修正

平成 24 年 7 月 1 日発行

日本ボーイスカウト福岡県連盟

事務局 〒816-0052 福岡市博多区東平尾公園 2-1-3

県立総合プール 2 階

TEL 092-624-3755 : FAX 092-624-3717

e-mail ken@scouting-fukuoka.jp

URL <http://www.scouting-fukuoka.jp>